

特許	判決年月日	令和４年６月２０日	担当部	知財高裁第４部
	事 件 番 号	令和３年（ネ）第１００８８号、 令和４年（ネ）第１００１４号		
○ 特許法１０２条２項の損害の推定について、控訴審において、新たな競合品の存在が立証されたことにより、原審より高い覆滅が認められた事例				

（事件類型） 特許権侵害に基づく差止及び損害賠償請求 （結論） 原判決変更

（関連条文） 特許法１０２条２項

（関連する権利番号等） 特許第５８９４６３５号

（原判決） 大阪地方裁判所令和元年(ワ)第９１１３号

判 決 要 旨

- 1 発明の名称を「情報通信ユニット」とする特許（特許第５８９４６３５号）の特許権者である被控訴人が、控訴人製品の製造等が本件特許権の侵害に当たる旨主張して、その差止めと、損害賠償の請求をした。

原判決は、控訴人製品は特許発明の技術的範囲に属し、控訴人主張の引例に基づく新規性違反・進歩性違反の無効理由も認められないとして、差止請求を認容し、損害賠償請求については、特許法１０２条２項により算定される損害と、同条３項により算定される損害のうち、多額となる前者に基づき、請求を一部認容した。なお、原判決は、競合品の存在を理由に、同条２項の推定の一部覆滅を認め、被控訴人が、覆滅部分について同項と同条３項の重畳適用を主張したのに対しては、各被告製品の販売実績等と直接の関わりを有しない競合品の存在に基づく覆滅部分に関しては、同条３項適用の基礎を欠くとして退けた。

控訴人は敗訴部分全部を不服として控訴し、被控訴人は、損害賠償請求を一部棄却した部分について附帯控訴した。

- 2 侵害論に関し、控訴人は、新たな引例に基づく新規性違反・進歩性違反の無効理由を主張したが、退けられた。
- 3 損害賠償請求に関し、控訴審において、原審で認定された競合品のほかにも、被控訴人製品と競合しうる壁埋込式情報コンセント型無線ＬＡＮアクセスポイントが第三者により販売されていたことが主張立証されたため、特許法１０２条２項の推定の覆滅は、原判決より大きな割合で認められた。

そして、競合品が販売された蓋然性があることにより推定が覆滅される部分については、そもそも特許権者である被控訴人が控訴人に対して許諾をするという関係に立たず、同条３項に基づく実施料相当額を受ける余地はないから、重畳適用の可否を論ずるまでもないとした。